

○平戸市建設工事業者選定要綱の運用基準

平成20年5月30日

告示第93号

改正 平成23年4月20日告示第35号
平成23年5月31日告示第39号
平成23年9月20日告示第61号
平成24年7月18日告示第69号
平成25年5月20日告示第30号
平成27年6月26日告示第72号
令和2年3月23日告示第8号
令和3年4月1日告示第59号
令和4年9月26日告示第123号
令和8年2月6日告示第9号

平戸市建設工事業者選定要綱の運用基準（平成18年平戸市告示第114号）の全部を次のように改正する。

（入札参加資格）

第1条 平戸市建設工事業者選定要綱（平成17年平戸市告示第107号。以下「選定要綱」という。）第3条第1号の「1年以上の営業実績を有する者」の取扱いについて、1年以上の営業実績を有しない者のうち市内業者に限って、その他の資格要件を満たせば有資格業者として登録することができるものとする。

（格付の方法等）

第2条 舗装工事は、コンクリート舗装工事及びアスファルト舗装工事の2業種について格付けし、アスファルト舗装工事については専門業者のみを格付対象とする。

2 工事成績評定書は、平戸市建設工事成績評定要領（令和3年平戸市告示第53号）に基づき作成し、速やかに平戸市建設工事指名審査委員会事務局に提出するものとする。

3 工事の業種毎の請負状況について、平戸市建設工事指名審査委員会へ報告する必要がある場合は、同委員会事務局において、平戸市が行う財務会計に関する事務を電子情報処理組織によって処理する情報処理システム（財務会計システム）により帳票を作成し報告するものとする。

（一部改正〔令和3年告示59号・4年123号〕）

（発注の基準）

第3条 下請施工に付する総額が建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第2条に規定する金額以上になると予想される次の各号に掲げる場合については特定建設業者を優先指名する。

(1) 建築一式工事は、9,000万円を超える予定価格の場合

(2) 建築一式工事を除くその他の請負工事は、6,000万円を超える予定価格の場合

2 一般及び特定建設業者でAランクに格付けされた業者の指名に当たっては、次の各号に定める予定価格の範囲の対象工事について、Bランク格付業者と同じ取扱いをすることができる。

- (1) 土木一式工事は、一般建設業者で1,000万円以上1,500万円未満の予定価格
 - (2) 建築一式工事は、一般建設業者で2,000万円以上3,000万円未満の予定価格
 - (3) 電気工事は、一般及び特定建設業者で200万円以上500万円未満の予定価格
 - (4) 管工事は、一般及び特定建設業者で200万円以上500万円未満の予定価格
- 3 離島内の土木一式工事及び建築一式工事並びに舗装工事における発注基準は、次の各号によるものとする。
- (1) 等級Bの指名選定の範囲で請負工事の額が1,000万円までは、島内Cランク業者を追加して選定できる。ただし、建築一式工事における請負工事の額は1,500万円までとする。
 - (2) 等級Aの指名選定の範囲で請負工事の額が3,500万円までは、島内Bランク業者を追加して選定できる。ただし、建築一式工事における請負工事の額は4,500万円までとする。
- 4 離島内における舗装工事については、前条第1項の規定にかかわらず、舗装工事に格付された業者から選定することができる。

(一部改正〔平成23年告示39号・25年30号・令和2年8号・4年123号・8年9号〕)

(市内業者の育成等)

第4条 指名業者の選定は、原則として次に定める順位に従って選定する。

- (1) 市内に主たる営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所（以下「本店」という。）をいう。）を有する業者（以下「市内業者」という。）
 - (2) 市内に支店又は営業所（建設業法施行令第1条に規定するもの（以下「営業所」という。）をいう。）を有する業者（以下「準市内業者」という。）
 - (3) 前2号以外で、県内に本店又は営業所を有する業者（以下「県内業者」という。）
 - (4) 前3号以外で、県外に本店又は営業所を有する業者（以下「県外業者」という。）
- 2 地区割りを設ける工事の選定基準は次のとおりとする。
- (1) 地区割りを設ける工事については、選定要綱第6条の等級別基準表に従い発注地区内に所在する市内業者を優先して選定する。
 - (2) 前号によっても業者数が不足する場合は、同等級の業者を他地区から選定する。
 - (3) 前2号によっても業者数が不足する場合には、選定要綱第7条第1項ただし書の規定により、発注地区内における市内業者のうち直近の上位及び下位の等級に属する有資格者の中から選定することができる。ただし、下位の等級に属する有資格者の中から選定する場合において、工事の発注金額が選定しようとする者の当該工事の発注工種に係る年間平均完成工事高を超える場合は、選定することができない。
 - (4) 前3号によっても業者数が不足する場合には、発注地区内に所在する準市内業者を優先して選定する。
 - (5) 前4号までによっても業者数が不足する場合には、選定要綱第6条の等級別基準表に従い近隣地区等から指名する。
 - (6) 離島内における土木一式工事等については、第1号の規定に関わらず、島内に事務所を有する者を地区内業者とみなし選定することができる。
- 3 県内業者への指名は、次の各号に該当する場合に指名する。
- (1) 市内業者及び準市内業者だけでは指名業者数が不足する場合
 - (2) その他特別な理由がある場合
- 4 県外業者への指名は、次の各号に該当する場合に指名する。

- (1) 市内業者、準市内業者及び県内業者だけでは指名業者数が不足する場合
- (2) 市内業者、準市内業者及び県内業者では施工の困難な大規模工事又は特殊工事である場合
- (3) 附帯的な工事である場合（指名対象工事の本体工事の請負業者に限る。）
- (4) その他特別な理由がある場合

（一部改正〔平成23年告示35号・39号・61号・令和4年123号〕）

（業者選定の特例）

第5条 選定要綱第9条第1項中「特に緊急を要する工事」のうち災害復旧工事に係る業者選定は、等級別基準表を原則としたうえで、地域性を優先して業者選定することができる。

- 2 管工事のうち建築に伴う管工事については、管工事に登録された有資格業者の中から前年度までの施工実績を勘案し選定することができる。
- 3 準市内業者のうち5年以上営業所としての実績があり、かつ、営業所に3人以上の常勤の従業員を雇用している業者については、その営業所の所在する地区の工事に限り、市内業者に準じて選定することができる。
- 4 工事施工箇所が地区をまたがるときは、前条第2項第1号の規定に関わらず、隣接する地区から選定することができる。

（一部改正〔平成27年告示72号・令和4年123号〕）

（業者選定留意事項）

第6条 有資格業者が、不誠実及び不正行為の有無について次の各号のいずれかに該当する場合は、指名をしないものとする。

- (1) 平戸市建設工事指名停止措置要領（平成19年平戸市告示第104号）に基づく指名停止期間中である場合
- (2) 平戸市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成24年平戸市告示第69号）に基づく排除措置期間中である場合
- (3) 本市が発注する建設工事に係る請負契約に関し、次の事項に該当し、当該状態が継続していることにより、請負業者として不相当であると認められる場合
 - ア 平戸市工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負業者が従わない等請負契約の履行が不誠実であるとき。
 - イ 一括下請、下請代金の支払遅延及び特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負業者の下請契約関係が不適切であることが明確であるとき。
 - ウ 工事現場の管理及び工事の施工に当たり、安全及び公害等の諸法令を遵守しない行為又は地元住民との協調を著しく欠く行為があるとき。
 - エ 安全管理の改善に関し、労働基準監督署から指導を受け、これに対する改善を行わず、請負業者として不相当であるとき。
 - オ 賃金不払に関する厚生労働省からの通報があり、明らかに請負業者として不相当と認められるとき。

- 2 有資格業者が、経営状況及び資金調達能力又はその他信用状態について次の各号のいずれかに該当する場合は、指名をしないものとする。

- (1) 手形交換所で不渡りの事実又は銀行又は主要取引先からの取引停止等の事実などから、客観的に経営状況が著しく不健全であると判断される場合
- (2) 会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定による清算の開始がなされた場合
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされた場合
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた場合（手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、更生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格の審査申請書を再度提出し受理されたものを除く。）
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた場合（手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格の審査申請書を再度提出し受理されたものを除く。）

（一部改正〔平成24年告示69号・令和4年123号〕）

附 則

この告示は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成23年4月20日告示第35号）

この告示は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成23年5月31日告示第39号）

この告示は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成23年9月20日告示第61号）

この告示は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年7月18日告示第69号）抄

（施行期日）

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成25年5月20日告示第30号）

この告示は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（平成27年6月26日告示第72号）

この告示は、告示の日から施行し、平成27年6月1日以降に選定する工事から適用する。

附 則（令和2年3月23日告示第8号）

この告示は、令和2年6月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第59号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月26日告示第123号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和8年2月6日告示第9号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。